

## 研究ノート

## イギリスの就学前ナショナル・カリキュラムについて

— EYFS (2012) にみる到達目標と評価 —

埋 橋 玲 子

同志社女子大学  
現代社会学部・現代こども学科  
教授

## はじめに

EYFS とは Early Years Foundation Stage (= 早期基礎段階) の略であり、イギリス (イングランド) の 0~4 歳の乳幼児<sup>1)</sup> の学びと発達、養護の枠組みを表す言葉である。そして保育機関等<sup>2)</sup> で就学前教育・保育を実施するに当たって、その元締めともいえるガイドラインが *Statutory Framework for the Early Years Foundation Stage* である。EYFS は前労働党政権時の 2008 年に初めて発行され、現政権下の 2012 年に現在のものが発行された。

1997 年総選挙でそれまで 18 年間政権を担ってきた保守党は敗れ、労働党が政権の担い手となった。1990 年前後より幼児教育・保育分野に対して当時の保守党政権下において政策的な関与が強まっていたが、政権交代によってかつてないほどの財源が投入され、この分野で大きな変化が進行した。しかし 2010 年総選挙で労働党は政権の座を失い、代わって成立した保守党・自由民主党の連合政権により労働党政権下の幼児教育・保育政策に見直しや財源カットが行われることとなる。政権交代後 2 年が経過し、ほぼ現政権下の態勢が整ってきた。

EYFS (2012) は導入、第 1 章・子どもの学びと発達、第 2 章・アセスメント、第 3 章・

安全基準と福祉の 4 部で構成されている。導入で EYFS の意義と目的について、第 1 章では小学校以降のナショナル・カリキュラムの前段階として位置付けられる就学前教育の「到達目標」、第 2 章では到達目標に照らしあわせての「アセスメント」の実施について、第 3 章では児童保護の観点から施設・スタッフの要件などの「設置・運営基準」について順に述べられている。

本稿では EYFS (2012) の第 1 章と第 2 章の内容である「到達目標」および「アセスメント」に注目する。EYFS (2012) 発行に至る経緯を述べた上で、抄訳を示し、現政権下のイギリスの就学前教育実施の特徴について考察する。

## 1. EYFS (2012) 発行に至る経緯

イギリスの小学校・中学校にナショナル・カリキュラムが導入されたのは、1988 年教育法に基づく。その後当時の保守党政権のもとで、今日の EYFS の出発点の一部である DOL (= Desirable Outcomes of Learning: 『学習の望ましい成果』) が 1996 年に制定された。それにより就学前教育の内容、到達目標および小学校教育への連続性が示された。当時、DOL は就学前教育内容に関する法的な基準として作成され<sup>3)</sup>、十数ページからなるパンフレットとして作成・配布された。

今日の EYFS (2012) は前述のとおり就学前教育の内容・目標だけではなく養護すなわ

ち乳幼児のデイケア供給の規準も含まれている。ここでいう乳幼児のデイケアとは、就業等の事情で家庭において乳幼児の世話をすることができない保護者に代わって、日中乳幼児を預かり世話をすることを意味している。デイケアの場（個人宅、施設等）において放置や怠慢、虐待など乳幼児の不適切な取り扱いを防止するという児童保護の観点から法律による規制が始まったのは1948年の「保育室およびチャイルドマインダー規制法（Nurseries and Childminders Regulation Act）制定に遡ることになるが、この法律は1968年の改正を経ても実効性の点で疑わしく、十分にその役割を果たしていたとは言い難かった。この状況の改善に向けて一步を踏み出したのが1989年子ども法である。この法律によりデイケア供給機関に対し査察が義務付けられた。

このように1989年子ども法、1996年DOLの制定に見るように、1990年前後より当時の保守党政権のもと、就学前教育・保育分野での大きな変化が始まっていた。ついで1997年に労働党へと政権交代が起こり、乳幼児の保育・教育分野は重要な政策的対象として多くの財源が投入されることになった。

DOLに関しては、政権交代後1999年にELG（Early Learning Goal：『早期学習目標』）に置き換えられ、就学前の3・4歳児を対象とした就学前教育の到達目標として示された。続き2000年には就学前教育のガイドラインとして*Foundation Stage Guidance*（『基礎段階の手引き』）が発行され、3・4歳に対する幼児教育は義務教育の準備段階として明確に位置付けられたのである。

その後、多くの調査研究を踏まえて対象が0～2歳児まで拡大され、0～4歳段階がEarly Years Foundation Stageと大きく一つの段階にまとめられた。さらに、児童保護等の観点からデイケアを提供する保育機関等の設置・運営に関する基準も統合され、2008年にEYFSが発行された。このEYFS（2008）はA4で百十数枚に及ぶという長大なものとなり、綿密な記

述がなされるとともに、多くの資料が保護者対象のものも含め作成された。

次いで2012年に改訂版が発行され、これが現在のEYFSである。

## 2. EYFS（2012）抄訳；

### 導入／第1章 子どもの学びと発達／第2章 アセスメント

以下、EYFS（2012）の導入、第1～2章の全訳を示す。

#### 〈導入〉

I. どの子どもも人生において最良のスタートを切り、持てる能力のすべてを発揮できるよう支援されなくてはならない。子どもは幼少期において目覚ましく発達を遂げ生後5年までの経験は将来の可能性に大きな影響を与える。安心・安全で幸福な子ども時代がそれ自体尊重されなくてはならない。保護者による良い養育と質の高い乳幼児期の学びが相伴って、子どもが成長した後に十分に能力と才能を発揮できるようになる基礎を培うのである。

II. EYFSは子どもの学びと発達を確かなものにし子どもの健康と安全を守るための基準を示している。これらの規準を、乳幼児保育を供給するすべての機関等は満たさなくてはならない。EYFSは保育者による教えと子どもの学びを向上させ子どもの「就学準備」を確かなものとし、学校と社会生活にわたる良き未来がひらかれるための正しい基礎を培うような広範な知識と技能を子どもに与えるものである。

III. EYFSは次のことを求めている；

- ・すべての保育機関等は、どの子どももよく成長し誰も取り残されないように、**質と一貫性**を保つ。
- ・**安定した基盤**を持ち、子どもの個別のニーズと興味にもとづいて計画され、定期的に評価を受け、子どもに学びと発達の機会を

提供する。

- ・保育者と保護者の**連携**がある。
- ・どの子ども認められ支援されるような、**機会均等**・**差差別**の保育が実践される。

IV. EYFS は子どもの**学びと発達**、および保護と福祉の増進について強く求めている。学びと発達について以下のように定めている；

- ・すべての保育機関等で、子どものための活動と子ども自身の経験（教育プログラム）によって学びと発達がなされる。
- ・ELG について、保育者は、子どもたちがその目標（就学まで獲得すべき知識、技能、理解）に到達するように援助しなくてはならない。
- ・子どもの進歩の状況を測定し、評価し、保護者等に報告する。

V. 保護と福祉の増進については、保育機関等が子どもの安全を守り福祉を増進するよう、手続きを定めている。

### 共通理念

VI. すべての保育機関等は以下の4の基本方針にそって保育実践を行わなくてはならない；

- ・どの子どもも**独自の存在**であり、学び続けるのであり、粘り強く有能で、自信を持ち、自己を肯定することができる。
- ・子どもは**肯定的な関係**をとおして、自分が強く自立的事であることを学ぶ。
- ・子どもは**望ましい環境**の下で学び成長するが、その環境とは個別のニーズが満たされ、保育者や保護者との強い絆で結ばれているというものである。
- ・**子どもの発達と学びは異なる過程をたどる**。本手引きは特別な教育ニーズや障がいのある子どもを含め、すべての保育機関等において適用されるものである。

## 〈第1章 子どもの学びと発達〉

1.1 本章は、保育機関等が保護者等との連携の

もとに、監督下にあるすべての子どもの学びと発達を向上させ、就学の準備を確実なものにするためになすべきことについて述べる。これらのなすべきことは子どもがどのように学ぶかという最新の根拠に基づいており、将来のために子どもが基礎的なものとして必要とする、広範な技能・知識・態度を反映している。保育機関等は、与えられた機会から十全の利益を得るように整えられている EYFS で示された内容を子どもが確実に満たすことをめざし、子どもたちの能力の発達を導いていかななくてはならない。

1.2 EYFS で求められる学びと発達は以下のようになり立っている；

- ・学びと発達、教育プログラムは7領域ある（後述）。
- ・ELG（前述）とは、レセプションクラス学年<sup>4)</sup>の終わりまでにはすべての子どもが身に付けておかななくてはならない知識・技能・理解を要約したものである。
- ・評価は一定の手続きにより行われる（保育者が行う子どもの到達度のアセスメントの時期と方法、保護者等と子どもの進歩の状況について話し合うべき時期と方法）。

### 課外・休日の学童保育等について

1.3 課外・休日の学童保育については、EYFS に基づくべきではあるが、子どもの発達と学びについては必ずしも基準を満たさなくてもよい。保育者およびそれに準ずるものは、支援の一環として、子どもが多く時間を過ごす学童保育の場で補習を行うことを保護者と話し合うものとする。

### 学びと発達の領域について

1.4 保育の場での教育プログラムには学びと発達の7の領域がなくてはならない。すべての学びと発達は重要であり、相互に関連している。中でも以下の3の第一領域 prime area は、子どもの好奇心を刺激し、学ぶことへの

熱意を持たせ、学んだり良い関係を築いたり勢いづいたりする力を育むにあたり核となるものである；

- ・コミュニケーションと言語
- ・身体的発達
- ・人格的・社会的・情緒的発達

1.5 保育機関等は、次の4の特定領域 specific area について先の重要領域に重きを置いた実践を通して子どもを援助しなくてはならない；

- ・読み書き
- ・算数
- ・周囲の事物の理解
- ・表現芸術とデザイン

1.6 教育プログラムでは、活動と経験の両方によって、以下のことを行わなくてはならない；

- ・コミュニケーションと言語の発達には、子どもが豊かな言語的環境を享受し、自分自身を表現する自信と技能を身に付け、さまざまな状況の下で話したり聞いたりする機会を与えることが含まれる。
- ・身体的発達には、子ども自身が能動的に人と交わり、調整力と運動能力を発達させる機会が含まれる。また、子どもは運動の大切さを理解し体に良い食べ物を選択できるように援助されなくてはならない。
- ・人格的・社会的・情緒的発達は子どもが自己と他者を肯定することによってもたらされる。他者と肯定的な関係を築き、他者を尊重すること、社会的スキルを発達させ自分の感情を調整できるようになること、集団の中での望ましいふるまいを身に付け、自分の能力に自信をもつことなどがこれに含まれる。
- ・読み書きの発達とは、子どもが音と文字を結びつけるようになり学んだり書いたりするようになることである。子どもの興味関心を高めるために、広い範囲の読み物（本、

詩その他の文字で書かれた教材）に接する機会が与えられるべきである。

- ・算数には、数えたり数字の意味が分かり使い、簡単な足し算や引き算ができる技能を発達させたり、ものの形や空間、計測することがわかるような機会が与えられることが含まれる。
- ・周囲の事物の理解には、子どもが探究し観察し人々や場所、技術や環境について発見をすることで、ものの身の回りの社会についてわかるようになることを含む。
- ・表現的芸術とデザインには、子どもが広い範囲での媒体や材料を探究して遊べるようにし、造形、音楽、リズム、ロールプレイ、デザインやテクノロジーの多様な活動を通して自分の考えや発想、感じたことをすすんで伝え合えるような機会を与えることを含む。

1.7 保育者は一人一人の子どものニーズや興味・発達過程を考慮し、学びと発達のすべての領域において、それぞれの子どもが喜んで試してみようとする経験を計画するために情報を活用しなくてはならない。最年少の子どもに接する保育者が強く力を入れるべきは3つの第一領域であり、これは4つの特定領域での学びの成功の基礎となるものである。3つの第一領域はすべての子どもが発達を遂げ効果的に学び、就学準備が整うにあたり中心的な必要な技能や能力を反映している。これらの3つの領域に同じように焦点を当てて子どもは成長につれてどの領域にも自信と能力を身に付けていくようになることが期待される。しかし乳幼児期を通してもし子どもの進歩がどの領域化において懸念が生まれるならば、保護者等とどのように子どもを支援していくかについて話し合わなくてはならない。保育者はこどもに特別な教育のニーズがあるのかどうか、あるいは専門的な支援が必要な障がいがあるのかについて認識しておかなくてはならない。そして適切に他機関との連携

を行うようにするべきである。

1.8 家庭の言語が英語ではない子どもに対しては、保育機関等は子どもの家庭の言語の発達を助けるために、遊びや学びの中で家庭の言語発達が促される機会を与えるように努めなくてはならない。それと同時に、入学時にその後の学業に対する準備が整うように、子どもが就学前の時期に一定の英語力を身に付けるよう適切に機会を与えなくてはならない。子どものコミュニケーション、言語、読み書きの技能のアセスメントを行うときには、英語でどの程度身に付けているかどうかのアセスメントを行わなくてはならない。もし子どもに英語力が十分でないなら、言語面での遅れについての理由が明らかになるように、保護者等とともに家庭の言語で技能を育てる方策を求めなくてはならない。

1.9 学びと発達のそれぞれの領域は、計画的にねらいをもった遊びを通して、大人が主導する活動と子どもが自分で始める活動が合わさった形態で実行されなくてはならない。遊びは子どもの発達にとって本質的な役割を果たし、探究したり、問題解決について考えたり、他者と関わったりすることを学ぶにあたっての自信を育てる。子どもは遊びに主体的に取り組むことにより、あるいは大人に導かれて遊びに参加することにより学ぶ。子どもが自分で始める活動と大人が主導する活動のバランスについては保育者の臨機応変な判断が求められる。保育者はそれぞれの子どもの緊急のニーズや興味に応答的に関わり、温かく、肯定的な相互関係を通して発達を導いていかななくてはならない。子どもの成長に伴い、発達に応じて、就学のために子どもがよりフォーマルな学びに対し子どもが準備できるように、大人が主導する活動の比重が大きくなるよう徐々にシフトしていくことが期待される。

1.10 子どもの活動を計画し指導するときには、保育者は子どもの個人差を考慮していろいろな方法を用いなくてはならない。効果的な導きと学びは以下のことを特徴とする；

- ・遊びと探求—子どもは探り、経験し、やってみる。
- ・アクティブ・ラーニング—子どもは困難に会うと集中し試し続け、やり遂げることを楽しむ。
- ・創造と批判的思考—子どもは自分自身の考えを持ちそれを発展させ、考えをめぐらし、物事を成し遂げるための方略を編み出す。

1.11 それぞれの子どもには担当者が責任を持つ。施設長は保護者等に担当者の名前を知らせ、その役目を説明し、子どもの保育が始められる。担当者はどの子どもに対してもニーズに応じて子どもの学びとケアが個別に調整されることを確実に行わなくてはならない。担当者は保護者等に対し家庭での養育について助言し支援を行わなくてはならない。適宜必要に応じて専門家の助言を受けて家族の支援を行うべきである。

1.12 子どもの質の高い学びに求められるのは質の高い保育者の存在である。十分な資格を持ち熟練した職員はどのような状況にあってもその潜在的な可能性を強力に引出し、子どもに最良の成果をもたらす。保育者の資格についての規定は第3章に示されている。施設長はスタッフ全員が子どもに対し常に良い学びの経験を与えられるように、スタッフの研修やニーズに対しよく配慮を行わなくてはならない。

1.13 次項に示される水準まで、早期基礎段階の終わりまでには子どもが到達することが期待されるべきである。

**ELG (早期学習目標) について****第一領域****・コミュニケーションと言語**

**聞くことと注意力：**いろいろな状況で注意深く聞く。物語を聞き、正確に筋を予想し、関連した意見や疑問、行動について耳にしたことに反応する。別の活動をしていても他の人が言っていることに注意を向け、ふさわしい応答をする。

**理解：**目的や行動に沿っての指示に従う。自分の経験したことについて「どのように」「なぜ」の質問に答え、物語や出来事に反応する。

**話すこと：**相手の状況に配慮しながら自分の言いたいことを効果的に伝える。ものごとを伝えるのに、すでに起きたことか、これから先のことなのかについて過去・現在・未来の時刻を正確に用いる。考えや出来事を結び付けて自分なりの筋道をもって説明する。

**・身体的発達**

**動きと操作：**粗大運動と微細運動の両面でコントロールと調整ができる。いろいろなやり方で、安全に空間をうまく使って落ち着いて動く。鉛筆の持ち方を含め、設備や道具を効果的に操作する。

**健康と自己管理：**健康にとっての運動、望ましい食習慣の大切さを知り、健康で安全な生活を保つ方法について話す。身の回りの始末やひとりでトイレに行けることを含め、身の回りを清潔にし、生活に必要な活動を自分で行う。

**・人格的・社会的・情緒的発達**

**自信と自己認知：**自信をもって新しい活動に取り組む、ほかの活動よりもある活動が好きである理由が言える。親しい集団の中で自信をもって話し、自分の意見を言い、選んだ活動に必要なものを選ぶ。助けてもらいたいのかそうでないのかを言う。

**感情と行動のコントロール：**どのように気持ちを示すかについて話し、自分や他の人の行動やその結果について話し、人から受け入れられない行動があることについて知る。グルー

プやクラスの一員として活動し、守らなくてはいけないきまりがあることを知る。状況が変われば自分の振る舞いも変え、決まっていた手順についても自分なりに変えていく。

**関係作り：**他の人と協力して交代しながら遊ぶ。活動をどのように進めるかについて他の人の意見を聞く。ほかの人のしたいことや気持ちに気づき大人や他の子どもと良い関係を作る。

**特定領域****・読み書き**

**読むこと：**簡単な文章を読み、理解する。音声学の知識を用いて定型的な言葉が分かり、はっきりと正しく読む。よく用いられる非定型的な言葉についても読む。読んだことのあるものについて話すときは自分が理解していることを主張する。

**書くこと：**話し言葉を聞いて綴りを書くのに音声学的な知識を用いる。よく使う言葉をいくつか書く。自分や他の人が読めるような簡単な文章を書く。単語のいくつかは正確な綴りで書くことができ、いくつかは音声学的には認められる綴りで書ける。

**・算数**

**数：**1から20まで正しく数え、順に並べ、一つの数の前後の数を言う。ものの量や個数がわかり、2つの一桁の数字の足し算と引き算をして加えたり戻したりして答えを見つける。2倍にしたり、半分にしたり、分配したりして問題解決をする。

**形、空間、計量：**大きさ、重さ、容量、位置、距離、時間、金額などについてふだん使う言葉で話し、量や個数を比べて問題解決をする。パターンについてわかり、自分でパターンを作り出してその説明ができる。毎日接しているものや形の特徴を見つけ出してそれらを言い表すのに算数の用語を使う。

**・周囲の事物の理解**

**人々と地域：**過去や現在に身の回りで起きたことや家族のことについて話す。ほかの人がいつも自分と同じようにものごとに対して喜ぶ

とは限らないことを知っており、そのことについて敏感である。自分たちと他の人たち、他の家族、地域や伝統の共通点と相違点を知っている。

**世界：**場所や物、素材や生き物について共通点と相違点を知っている。自分の身の回りのことと他の所のことがどのように違うかを話す。動植物の観察をしなぜ物事が起こるかについて説明し変化について話す。

**技術：**家庭や学校などいろいろなところでいろいろな技術が使われていることに気付いている。特定の目的に沿って技術を活用する。

## 〈第2章・アセスメント〉

2.1 アセスメントは、子どもの進歩を認め、ニーズを把握し、活動計画を立てたり支援したりするために保護者等と保育者にとって重要な役割を果たす。プロセスのアセスメント（形成評価）は、学びと発達のプロセスの中核的な位置を占める。保育者はアセスメントに携わることで子どもを観察し、達成度や興味、学びの形を理解するようになり、その観察結果を反映させてそれぞれの子どもの学びの経験を形作るようになる。子どもとの相互関係の中で、子どもの進歩について日々の観察や保護者等の行う観察にも対応するべきである。

2.2 アセスメントのために長い時間をとられ子どもとの相互関係が損なわれることがあってはならず、またいたずらに書類業務の増大があってはならない。書類業務は子どもの学びと発達を促進するために必要最小限度のものであるべきだ。保護者等は子どもの学びと発達が順調に進んでいることについて最新の情報に接してはならない。保育者は保護者等や関連する専門家と共に、子どもの学びと発達のどのようなニーズにも対応しなくてはならない。

## 2歳時成長点検

2.3 子どもが2歳から3歳の間に、保育者は子どもの成長の度合いを把握し、保護者等に〈第一領域〉について子どもの発達の状況を短く要点をまとめた文書にして渡すことが義務付けられている。この成長点検では、子どもの長じている部分と予期されるレベルに至っていない部分のいずれも具体的に記されなくてはならない。もし際立って緊急を要する状態であれば、あるいは特別な教育ニーズや障がいがある場合は、他の専門家（特別支援の専門家など）と協力して今後の学びと発達を支援する目標の設定とその実行計画を立てなくてはならない。

2.4 〈第一領域〉以外に、保育者は子どもについて発達の段階と個別のニーズについてどのようなことをまとめるかを決めなくてはならない。まとめは次の点について要点をおさえてはならない：どの分野で子どもがよい伸びを示しているか、重ねての援助が必要な分野はどれか、発達の遅れがあり（特別な教育ニーズまたは障がい）特に留意すべき分野にどのように焦点づけた取り組みを行うか。どの問題や認識に対してもそれに応じて具体的な活動や方略が示されなくてはならない。子どもが複数の保育機関を利用している場合は、多くの時間を過ごしている機関でアセスメントを行う。

2.5 保育者は、発達のまとめに基づいて、家庭でどのように子どもの学びを支援するかについて保護者等との話し合いが行われなくてはならない。保育者は保健訪問員や教師（子どもが3歳時に学校ベースの保育機関に移った場合）など他の専門家と共に、保護者等と成長点検からの情報を共有するよう促すべきである。保育者はまとめを示すにあたって、有効に用いられるために、保護者等の合意を得てはならない。〈子ども保健計画・2歳児の保健と発達調査〉に対しては、適宜、

できるだけ情報提供をするべきである（保健訪問員が子どもの保健と発達について情報を求めているれば、子どもと家庭の益に資するように発達の遅れを見ついたり有益な支援を行ったりするために役立たせる）。保健調査において成長点検（過程を明らかにし子どもの発達の定期的な観察を反映したもの）の情報が参考となって保健訪問員が子どものニーズを正確にすべて把握できることの一助となるべきである。もし効果が期待できるならば保育機関等は関連する他の専門家と保護者等が直接にやり取りできるように保護者等の了解を得るべきである。

### 就学前アセスメントについて— EYFS プロファイル (=Early Years Foundation Stage Profile)

2.6 子どもが5歳に達する最終学期、および6月20日以前に、どの子どもに対してもEYFS プロファイルが終了していなくてはならない。このプロファイルは保護者等や保育者、教師に対し子どもの知識・理解・能力の全体像と共に期待される水準に対しどの程度の成長の度合いを示したか、そして1年生になるに際しどの程度準備できているかについての情報を提供するものである。プロファイルは次のことを反映していなくてはならない：過程を重視した観察、関連する諸記録、教師や保護者等が役に立つと判断したような保護者等や他の大人との話し合い等。

2.7 どの子どももELG（第1章参照）に即しての到達度が調べられなくてはならない。保育者は子どもが期待される発達の水準に達しているのか、超えているのか、あるいは達していないのか（緊急）を示さなくてはならない。これがEYFS プロファイルである。

2.8 第一学年の教師にはプロファイルの報告がおよび効果的な学び（1.1参照）の3つの観点からひとり一人の子どもの技能や能力につ

いての短いコメントと共に渡されなくてはならない。これらをもとにレセプションクラス教師と第一学年教師がひとり一人の子どもの発達と学びの段階について話し合い、第一学年での活動の計画の参考とするべきである。

2.9 学校等は、プロファイルの結果を保護者等と共有しなくてはならず、プロファイルを作成した教師等といつどのようにしてプロファイルについて話し合うかを説明しなくてはならない。子どもが複数の学校に所属した場合は、最も長いあいだ在籍した機関等において作成されなくてはならない。もし年度途中で転出する場合、もとの学校は要請されてから15日以内に、転出先にELGに即して対象となる子どもの発達のレベルのアセスメントについて送付しなくてはならない。子どもが夏学期に異動するのであれば、どの機関がプロファイルを完成させるかについて合意していなくてはならない。

2.10 プロファイルは特別な教育ニーズをもつ子どもや障がい児を含めてすべての子どもについて作成されていなくてはならない。特別な教育ニーズをもつ子どもや障がい児に対しては適切にアセスメントのやり方を調節されなくてはならない。保育機関等はこの場合に専門的な補助を必要とする場合もありうるということを考慮するべきである。プロファイル全般にわたって子どもは異なった技能と能力を示すものであり、今後の計画を立てたり特別に支援が必要であればそれを明らかにしたりする上で子どもの発達の全領域についてアセスメントを行うことが重要になる。

### 地方自治体への情報提供

2.11 幼児教育機関はEYFS プロファイルの結果を法に基づき地方自治体に報告しなくてはならない。地方自治体はこのデータを関係する政府省庁に提出する責務がある。機関はEYFS プロファイルが正しく実行されている

かどうかについて地方自治体による立ち入り検査、また、プロフィールとアセスメントに関する資料や文献の調査を許可しなくてはならない。幼児教育機関は地方自治体が独自に妥当な範囲で行う活動には参加しなくてはならず、妥当な要求に対してはEYFSプロフィールやアセスメントに関する情報提供を行わなくてはならない。

### 3. 考 察

以上、EYFS (2012) の〈導入〉、〈第1章 子どもの学びと発達〉、〈第2章 アセスメント〉について全訳文を示した。前身のEYFS (2008) と比較すると、分量が四分の一程度に減らされ、まずはこの点で負担が減ったことは確かである。EYFS (2008) では69あったELGが17にまとめられ、スリム化が図られた。就学前教育に関わる第1章、第2章だけでなく、養護や福祉にかかわる第3章の部分についても分量の削減は同様である。

この2008年版から2012年度版への変化は、2011年に発行されたクレア・チケルによるレビューの提言に基づいている。チケルはEYFS (2008) の果たした役割は大きいことを認めつつも、分量の長大さと求められるペーパーワークが現場の保育者の負担を過重なものにしていくことを危惧し、EYFS本来の目的を損なうことなく保育者の負担を軽くすることを重視した。

第1章・第2章の就学前教育に関わる部分についての分量の削減は、学校教育の前段階としての幼児教育という就学前教育の意味合いをより一層明確にした。第一領域、特定領域という名称はチケル報告の中で提案され、EYFS (2012) で採用された。第一領域は特定領域の学びの基礎となるものとされ、特定領域は小学校以上の学習への接続が前提となっている。

EYFS (2008) も就学前教育の充実という位置づけは共通しており、小学校への接続の道りが発達の視点から詳述されていた。保育方法や保護者等に対する支援を行う際の留意点も盛り込まれ、到達目標はそれらの発達や支援の結

果生じるものとして、いわば幼児教育・保育のプロセスが丹念に描きこまれたものであった。しかしながら全体としては最終的な到達目標が記述してはあるもののわかりづらく、EYFSプロフィールの第一段階はこの2008年版とともに実行されたのであるが、これについても判断項目が多くわずらわしいものであったことは否めない。

EYFS (2008) の発行に当たっては、本文冊子のみならず具体的な保育方法の手引き、保護者等に対する啓蒙のポスター、DVDなどがパックとなってあまねく配布された。前労働党政権下での幼児教育の普及のパワーがいかに強力なものであったかの一端を示している。またネットなどでの情報提供の量もおびただしいものであった。これら山のような周辺資料については形を変えネット等を通じて現在も資料として活用できる。

EYFS (2012) は2008年版の功績を継承しつつ、内容を整理統合して就学準備という目標を段階的により明確に示したことになる。

なお、養護や福祉についての第3章への言及は別の機会に譲ることとする。

### 結 び

EYFS (2012) の第2章および第3章は就学前教育とそのアセスメントに関わる部分は日本の『幼稚園教育要領』(以下、要領)「第2章・ねらい及び内容」と『保育所保育指針』(以下、指針)「第3章・保育の内容」と比較するとイギリスと日本の双方の就学前教育の特徴がよく理解できる。EYFSが小学校教育の準備段階という位置づけを明確にしているのに対し、日本の要領及び指針では小学校の準備という位置づけを第一義とすることはしない。また要領・指針では幼児教育・保育の目標を「到達目標」とせず「方向目標」とし、子どもの能力や技能が就学前に一定のレベルに到達することを求めている。また、要領・指針ともに解説書があり教育・保育実践の手引きとしているが内容は抽象的であり各機関での自主的・独創的な取り

組みを期待している。またアセスメントについては、日本の場合、子どもの直接観察によるものだけではなく保護者の意見なども反映して総合的に行われる。

EYFS プロファイルについては小学校入学時に幼稚園や保育所から送付される指導要録・保育要録と対比することができる。EYFS プロファイルが子どもの到達度を明示し必要な手立ての明確化を意図するに対し、指導要録・保育要録は成長の過程を伝え全体的な子ども理解を促すものである。

イギリス、日本双方の幼児教育の目標の示し方やアセスメントの方法、小学校への情報伝達の方法は、それぞれの国の社会的状況や幼児教育の位置づけの相違を反映したものである。どちらが良いか是非を定めることには意味がないが、幼児教育・保育の根拠を明確にし、共通の枠組みに沿ってエビデンスを収集し、それに基づき立案するという姿勢においてイギリスほど焦点づけられた取り組みを支えるには、要領・指針の内容は抽象的すぎるように思われる。この点についての説明が今後の課題であろう。

## 注

- 1) イギリスの義務教育就学年齢は5歳。
- 2) イギリスの就学前教育・保育は公立小学校の付属施設の保育施設で行われるもの、独立学校の教育の一段階として行われるもの、教育・福祉の統合型センターで行われるもの、チャイルドマインダーと呼ばれる個人の家で行われるもの、プレイグループなど保護者の自主保育活動

の場ときわめて多様な形態で実施されるため、このような表現を用いる。

- 3) このとき、DOLは就学前教育の普及を目指す幼児教育バウチャー計画の一環として、つまり政府が幼児教育バウチャーを発行し、DLOに合致した教育内容を提供する保育機関であれば保護者自身でバウチャーが利用できる仕組みが作られようとしていた。実際にはバウチャーの発行は政権交代が起こり実現せず、財源は保育機関に対する補助金の形で使われた。
- 4) 満5歳になった以後の9月に義務教育は開始されるが、原則として、5歳の誕生日を迎える学期のはじめから就学準備を目的としてレセプションクラスに入る。生まれ月によりレセプションクラスに在籍する期間が1学期のみの子どもから3学期までと幅が広く、夏学期生まれの子どもの在籍期間が短いことが問題になっている。

## 文献

- DCSF (2008) *Statutory Framework for the Early Years Foundation Stage*.
- DFE (2012) *Statutory Framework for the Early Years Foundation Stage*.
- Tickell, C. (2011) *The Early Years: Foundations for life, health, and learning; An independent Report on the Early Years Foundation Stage to Her Majesty's Government*, DfE.
- 埋橋玲子 (2007) 『チャイルドケア・チャレンジ』、法律文化社。
- 埋橋玲子 (2008) 「イギリス／人的資源のクオリティ・コントロール」、『世界の幼児教育・保育改革と学力』泉千勢・一見真理子・汐見稔幸、明石書店、pp109-129.